

唐様法帖の書誌学的問題点

岩 坪 充 雄

1. はじめに

江戸時代は出版の商業化が実現し多くの書物が作られ、それが読まれた時代として、それ以前の時代には想像も出来なかった程の情報の拡散と共有が実現した新しい時代であった。この出版による知識の拡散・共有の現象は日本書道史という視点で眺めてみても大きな新しい潮流を江戸時代に作り出している。その時代を代表する書道史的トピックとして唐様書道（中国風の漢字書道）の流行を見ることができる。多少言い換えれば、日本近世の書道史上のトピックは唐様書道流行にあると明言できる⁽¹⁾。その流行を実現させた大きな要因の一つに江戸時代の出版業の隆盛があったと考えられ、和刻の唐様法帖が大量に印刷されて当時の社会に拡散していったのである。印刷された法帖は唐様書道の普及をおおいに助けたものと考えられる。その時代の中で作成された唐様の和刻法帖は江戸時代中期から後期にかけてピークを迎える。しかし近代の活字印刷や写真製版技術導入によって木版印刷は衰え、唐様の和刻法帖もその例外ではいられなかった。

しかし江戸時代に作成された唐様の和刻法帖は数知れず。現在でも多くの法帖を古書肆などで容易に目撃することができる。だがその悉皆調査は未だ行われていないようだ。その所在は公共機関においてさえ探索することが困難な一面を持っているという現状がある。その唐様法帖の価値を再評価することを本論の主たるテーマに置きたいのだが、その前にまずここで扱う唐様の和刻法帖が今まではほとんど研究対象にすら上らないという環境にあることと、しかし反面、価値なしとはいえないという点について確認しなくてはなるまい。

そこで予め唐様の和刻法帖が研究対象としての価値を持っているのかどうか、その評価の可能性を考えてみる必要もあるだろう。

2. 『国書総目録』の問題点

現在われわれが江戸時代の日本人著作について研究する際にまず手始めに調べるのが『国書総目録』であろう。これによって国内公共機関に所蔵されるの日本人著作についてそのほとんどを検索することができると思われている。かつて『国書総目録』作成の時、日本人著作については全国規模の目録調査が行われ、その後も随時継続されて『国書総目録』補訂版（1989年）までも作られたが、その編集思想が国書、つまり和文・和書にこだわりがあったために漢

文和書が抜け落ちる状況が起こってしまった。これを具体的な事例を挙げて考えてみたい。

まず、根本的問題は『国書総目録』の凡例である。凡例二の3には「外国書の全部または一部を書写し、あるいは刊行したものは収めない。…以下略…」とある。ここで唐様書道の多くの手本は収録されないこととなってしまう（参考図版参照）。

つまり、手本として最も多く用いられるものは『千字文』⁽³⁾、あるいは江戸の中期ころから大流行した『唐詩選』の部分などが書写され版刻されたのだが、著者は中国人であるため、日本人著とは認められない。前述の凡例に従って『千字文』や『唐詩選』の書道手本は収録対象にならないとされてしまう。しかし書道手本として『千字文』『唐詩選』を見ようとする時、それは誰の著書であるかではなく、それを誰が書いているか、誰の筆跡かが問題とされるのだが、『国書総目録』においては書道の手本であっても揮毫者ではなく著者に収録基準を置くのである。もちろん和刻の法帖で『千字文』であり、『唐詩選』であるから唐本の目録を探しても収録されていないのは当たり前である。

また『国書総目録』の凡例の三に「一枚の書画・絵図・地図・古文書など、すべて巻冊をなさないものは、原則として収めない。なお、絵巻物・書画帖の類は収めたが、拓本類は割愛した。」とある。拓本は碑などに刻まれた名筆を鑑賞、あるいは手本として利用する時に用いる印刷方法だが、それによるものは収録されないとしている。また拓本と左版印刷の区別がつかぬ者も世の中に多く、文字が白抜きであるがために左版の本を拓本と判断して収録しないという例も考えられ、いかに『国書総目録』の凡例が、結果的に和刻の唐様法帖の収録を困難にしているかが知れよう。

これは国文学もしくは日本文学分野の研究者が和語による世界をもっぱら扱って漢文を扱わず、漢文学もしくは中国文学研究者が中国人著作、唐本をもっぱらとし日本漢文や日本翻刻の漢籍を扱わないという風潮から、『国書総目録』にはその収録方針よって漏れてしまい、和刻の唐様法帖をはじめ、さらに日本漢文学、準漢籍の研究が立ち遅れの傾向にあることを象徴している。却ってフランス文学者やドイツ文学者の一部が江戸時代の漢詩とその人物に注目し、その作品紹介や伝記などの仕事で江戸漢詩やその漢詩集の再評価を一部で見ることが、詩・文と並ぶ書の世界における、殊に漢文の書、つまり唐様書の法帖については、これまで特に取り沙汰されて研究対象になったことが無いように思われる。

合わせて最近の web 上で検索可能な古典籍目録の一例も見てみよう。

近年、これまでのペーパーベースの蔵書目録類がデータベース化され、それが web 上で公開、文献資料の検索が手元の端末 PC の操作でできるという、便利な時代が到来しているという顕著な動きがある。その代表的データベースの一つに、国文学研究資料館が一般公開している「古典籍総合目録データベース (<http://base1.nijl.ac.jp/~koten/>)」がある。その案内冒頭には以下のように書かれている。

「このデータベースは、冊子体『古典籍総合目録』（国文学研究資料館編 岩波書店 1990年発行）、およびその後の追加を合わせ、冊子体未収録の詳細情報が検索できる、日本古典籍の

総合目録データベースです。『国書総目録 補訂版』に未収録の所蔵本を中心に収載していません。

このデータベースは、『国書総目録 補訂版』（岩波書店刊 1989—1991）に未収録の全国の図書館、文庫等の所蔵目録から、慶応4年までに日本人が著編、撰訳した書籍（典籍を中心とし文書・記録類を含む）の情報を採録させていただいたものです。（以下略）

その母体となっている目録編集思想は『国書総目録』（補訂版）にあり、その問題点は相変わらず Web データベースにも内在している。それをここで確認しておきたい。

前述の通り、『国書総目録』での文献探索上の問題点確認に『千字文』での和刻法帖検索の困難を事例として確認した。この web データベースではどうなるのか。

検索画面から「千字文」を入力して検索すると90件が出てくる。この検索では書名のどこかに「千字文」という文字が入っていればヒットする検索である。この分類を見ると、書道、法制、往来物、漢学、医学、臨済、索引、悉曇、印章、読本、文字の11分類。

その「千字文」を分類「書道」に限定して検索すると32件が出てくる。

1. 画引十体千字文綱目, K, 1, 書道, 6件
2. 運筆自在楷子真書千字文, K, 1, 書道, 万延元, 1件
3. 手習本千字文, N, 0, 書道, 1件
4. 皇国千字文, N, 0, 書道, 藤川三溪, 2件
5. 山陽先生米法千字文, N, 0, 書道, 頼山陽, 書, 3件
6. 山陽先生楷書千字文, N, 0, 書道, 頼山陽, 書, 2件
7. 書法千字文, N, 0, 書道, 亀田窮楽, 1件
8. 芥舟禪友草書千字文序, N, 0, 書道, 諸葛白岩, 1件
9. 御家両点千字文, N, 0, 書道, 臨泉堂 [青木臨泉堂], 書, 3件
10. 御家両点千字文, N, 0, 書道, 猪瀬尚賢, 書, 2件
11. 画引十体千字文, K, 1, 書道, 寛永元刊, 2件
12. 画引千字文, K, 2, 書道, 1件
13. 漢篆千字文, N, 0, 書道, 大島孟彪 [高芙蓉], 著, 曾谷学川, 補, 3件
14. 書史千字文, K, 1, 書道, 陸島立誠, 明和四刊, 3件
15. 万象千字文, K, 1, 書道, 細井知慎 [細井広沢], 書, 真利郷, 編, 5件
16. 円子流千字文, N, 0, 書道, 円子精親, 1件
17. 君岳千字文, N, 0, 書道, 松下烏石, 書, 1件
18. 東江先生草書千字文, N, 0, 書道, 源鱗 [沢田東江], 1件
19. 楷書千字文, N, 0, 書道, 佐々木志頭磨 [佐々木志津磨], 享保一一跋, 1件
20. 古草千字文, N, 0, 書道, 竜草廬, 安永四跋, 1件
21. 楷書千字文, N, 0, 書道, 竜草廬, 1件

22. ㏍ 立象千字文, K, 1, 書道, 長谷川良察, 正徳三自序, 1件
23. ㏍ 和様千字文, K, 1, 書道, 志毅, 書, 寛政六, 1件
24. ㏍ 五体千字文, N, 0, 書道, 山崎美成, 書, 2件
25. ㏍ 広沢先生千字文, N, 0, 書道, 1件
26. ㏍ 行書千字文, N, 0, 書道, 松下辰 [松下烏石], 書, 2件
27. ㏍ 校正千字文, N, 0, 書道, 東条耕 [東条琴台], 読, 1件
28. ㏍ 真草千字文, N, 0, 書道, 2件
29. ㏍ 草書千字文, N, 0, 書道, 関鳳岡 [関思恭], 1件
30. ㏍ 千字文, N, 0, 書道, 呉策, 書, 1件
31. ㏍ 真書千字文, N, 0, 書道, 卷大任 [卷菱湖], 書, 1件
32. ㏍ 千字文, N, 0, 書道, 北向雲竹 [雲竹], 書, 1件

当然同じ本が複数箇所に所蔵されている場合があるので、その〔諸本詳細〕を検索すると56件がヒットした。この内26件が刊本。残りは写本という分類がされている。

その中で、たとえば次の例を見てみよう。

真草千字文, N, 0, 書道

| | |
|--------|--------------------------|
| 標目書名: | 真草千文 (しんそうせんもん), H |
| 記載著者名: | 智永禪師, 著 |
| 刊写の別: | 刊 |
| 出版事項: | 江戸期 |
| 形態: | 1冊, 26cm |
| 所蔵者: | 津市図橋本, 橋72-168, K |
| 目録分類: | 芸術—絵画・書道・印譜 |
| 参照番号: | 2808380, 2547, 000101010 |

| | |
|-------|--|
| 標目書名: | 真草千字文 (しんそうせんじもん), 内 |
| 刊写の別: | 刊 |
| 形態: | 1冊, 大 |
| 注記: | 〈般〉表紙裏に「王氏勤有書堂重刊 鮮于伯儀機真草千文」とあり／終に「范陽」の墨書あり／(猪熊目録注記) 朝鮮板・智永関中本系統。 |
| 所蔵者: | 四天王寺大図恩頼, 324, K |
| 目録分類: | 芸術—書道—書道作品・筆跡 |
| 参照番号: | 29119164, 2568, 000127006 |

書名はどちらも「真草千(字)文」だが、先の津市所蔵本は著者を「智永禪師，著」としている。しかし智永は揮毫者であり，著者ではない，つまり著者，揮毫者の混乱が見える。

同じ本とみなされている次の一冊は，著者を書かない。注記に「〈般〉表紙裏に「王氏勤有書堂重刊 鮮于伯儀機真草千文」とあり／終に「范陽」の墨書あり／(猪熊目録注記) 朝鮮板・智永関中本系統。」と書く。これは鮮于樞の真草千字文で別本。

以上のところから，ことが法帖の場合，著者と揮毫者の項目取りの混乱があること。書名の類似が多く，現物に接することなく編纂すると異本を同一書名のため同じに見てしまう場合もあることなどがこれで確認できた。続く項目に，

草書千字文，N，0，書道，関鳳岡 [関思恭]

| | |
|--------|-----------------------|
| 標目書名： | 草書千字文（そうしょせんじもん），外 |
| 記載著者名： | 関思恭（鳳岡），書 |
| 刊写の別： | 写 |
| 残欠： | 第一～三三丁欠 |
| 書写事項： | 安永5 |
| 形態： | 1冊 |
| 注記： | 〈版〉陰文。 |
| 所蔵者： | 三康図，一五 三二二，K |
| 目録分類： | 芸術—書画—書蹟—筆蹟 |
| 参照番号： | 3027972，530，000322016 |

と，同じ書名で別項目となっている関思恭の草書千字文は著者を関思恭にするが，やはりこれは揮毫者で扱うべきだろう。『千字文』の著者は周興嗣という中国人であり，別に著者とすべき人物がいるのである。

また，写本扱いだが，あるいは関思恭自筆の「千字文」ではないのか。このWeb目録上では確認できないのだが，関思恭の書いた千字文を習ってその門人が筆者した写本と，関思恭自身が書いた千字文では書的価値が変わってくる。自筆か写本（臨書）なのかを明示する必要が書道手本を見る場合は重要である。その区別ができないために現状の目録分類・項目立てでは不十分である。つまり『国書総目録』以来，書の資料を検索するという概念が欠如している状況はWeb版データベースにおいても変わらないのである。

また，書道に分類される「千字文」が32件しか出てこないというのも、『国書総目録』の考えをベースに増補したためで，当初の『国書総目録』作成の時，ほとんどの「千字文」が漏れている影響も考えられる。つまりは『国書総目録』の編集思想が根底に置かれている間は唐様法帖について，所蔵機関は網羅できないということ。現行の目録方法では著者，揮毫者の別が

不明瞭で、書手本としての揮毫者検索は不備なままであることが知れるだろう。

書道分野の研究における文献探索においては、法帖調査を全国的規模でやりなおす必要があること。この基礎段階の仕事を抜きにしては今後、近世の法帖研究とそれを利用しようとする研究には常に文献調査に困難が付きまとうであろうことが予想できよう。

一方で書を研究する人々が法帖を研究してきた歴史は長い⁽⁵⁾。しかしそれは中国製（唐本）の法帖に限られており和刻法帖は無視されてきたといっても言い過ぎにはなるまい。

和刻法帖を対象としない理屈としては、唐本のそれと比較して書が悪いといった単純な返答が返ってくるのだが、これが手本として取るに足らないといった意味での言動である様子で、近世日本人の書の歴史について云々するための理屈ではなさそうなのである。書の悪い、摺りの悪いは十分考えられることで、和刻法帖の発生、印刷技術などを考えれば唐本の優れた法帖と比較して遜色ある場合も少なからずあり得るのである。また印刷の手本では今日の写真製版の手本とは比べようもなく、突き詰めれば書の手本は本来ならば肉筆の手本であることが理想だろう。印刷法帖が肉筆に勝るとは誰もいわないのである。

だが一考せよ。手本云々の事で和刻法帖を選べということではもとより無い。日本近世書道史研究の上でのトピックとして唐様書道を考究しようとし、その材料として和刻法帖について考えてみようというのであるから、歴史資料として和刻法帖を考えたいのである。

ここに和刻法帖を取上げて取り上げる価値が残っていそうである。江戸時代人はどのような書の世界、あるいは文字環境に生活していたのか。それを現代にまで伝える一つの資料として和刻法帖が有効ではなかろうかという期待が持てるのである。

3. 江戸時代の「文字環境」研究とは

江戸時代の人々はどのような文字の中に生活していたのだろうか⁽⁶⁾。そんな疑問を抱いた時、当時の社会環境、殊に文字を廻る環境はどのようなものであったのかを中心に少し考えたい。実は唐様法帖も江戸時代の「文字環境」研究の材料の一つとして位置づけされる。

「第一に「文字」資料とは何か」という問題であるが、これについては扱う江戸時代のすべての資料について、文字資料と非文字資料という概念で単純に二分化するなら、ここでの対象は文字資料であることが文字環境研究で扱われるものであるということは自明であろう。

江戸時代において文字資料はどのような形で存在していたのかを最初に考究する場合、文字資料の形はおよそ三タイプに想定分類される。

- ・タイプ①は、肉筆文字資料
- ・タイプ②は、刻まれた文字資料
- ・タイプ③は、印刷された文字資料

これらの呼称を、便宜上①を「筆資料」、②を「刻資料」、③を「摺資料」としたい。

①の「筆資料」は肉筆文書や書作品がそれを代表するだろう。原則的に筆によって書かれている。

②の「刻資料」は石に刻まれた文字，寺院の軒下にある木製の扁額などがこの分類に入るだろう。碑や刻印もここに入れるべきと考える。

③の「摺資料」は論題にも掲げた唐様法帖も含む和刻本など印刷された文字資料のことで、当時作られた大量の版本がその代表といえる。一枚摺りの資料も当然ここに入る。また拓本類も含まれるだろう。

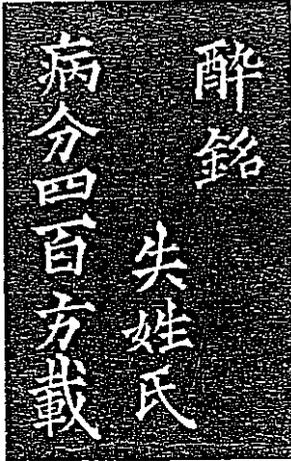
ただし、この三分類の場合、文字を書く道具も書かれる素材もこの分類段階では特段限定していない。そのため江戸時代の文字資料は①②③のいずれかに分類されるものと考えている。

ここで更に「書」という視点をこの資料に被せて考えていくこととしよう。

文字資料は原則的に最初は筆で書かれている。当時は鉛筆もワープロも普及していないのである。つまり文字資料の製作段階を考えれば基本的には当時主流の筆記具である毛筆によって書かれている「書」からといえるのである。例外的に指頭書というものもあるにはあるがこれは稀なもので少数派である。

しかし次の段階で「書」という文字資料は二つの方向へ分かれた発展をしていく。それは、「定型化（没個性化）」していく「書」と「非定型化（個性化）」の「書」である。この二つの概念は相反するもので、定型化とは形式化した没個性的な書であるといえる。これを「筆資料」で考えれば御家流の書などがこれにあたる。もっと一般的な例を考えれば勘亭流の書などがそれだろう。あるべき典型があってそのとおりに書かれるべき文字の形式。また江戸時代に公式文書の書体として用いられた御家流の書は公式であるために殊更の個性的変化を必要とはしなかったのである。一方で非定型化の文字とは一目見て誰の書であるかが知れるような個性的な書を指している。例えば、型に嵌らない亀田鵬斎⁽⁷⁾の書などはそれに当たると思われる。だがこれも、門人が同じ書風を書き始めれば、亀田鵬斎創始の個性的非定形書は亀田鵬斎流として独特な形そのものを一種の典型とし定型化へ向かってしまう。つまりこの場合の例を挙げれば亀田鵬斎⁽⁸⁾に対して息子の亀田綾瀬⁽⁹⁾、孫の亀田鶯谷⁽¹⁰⁾、門人の野呂陶斎⁽¹¹⁾や寺本海若⁽¹²⁾さらに寺本海若の門人清水楽山⁽¹²⁾が書くような書を亀田鵬斎流の書、つまり定型化へ向かっている書と考えることができる。この定型化と非定型化の間に起こる揺らぎが時間の経過と時代の嗜好や流行に左右されつつ、江戸の書の文化の盛衰を見せる。その傾向は当然肉筆のみならず「刻資料」にも「摺資料」にも同様なことが起こる。「摺資料」の場合では、まず版木彫刻の際に個性的な筆跡の再現へと向かう江戸時代に最盛期を迎える筆意彫りがあり、これは個性再現という面で非定形の筆跡文字資料の再現技術であると位置づけられる。肉筆の個性を尊重する姿勢は定型化の意識をしなないものである。一方では明朝体という版木彫刻の手間の省略を主眼とした、利便さを前面に持ってきた文字がある。これは版下作者の個性（筆意）⁽¹³⁾は不要と考える文字の形式である。つまり典型的な定形志向であり、没個性化された文字が明朝体であるといえよう。

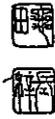
誰が書いても同じ書に見えるのであれば肉筆も版本の書もこれは定型化へ向かっている文字資料であるといえる。そこに突如前例を見ない個性の書が時代の中に登場する。ここに非定型化を目指した個性の書を見るのである。もとより書は個性を持っていたものであったろう。し



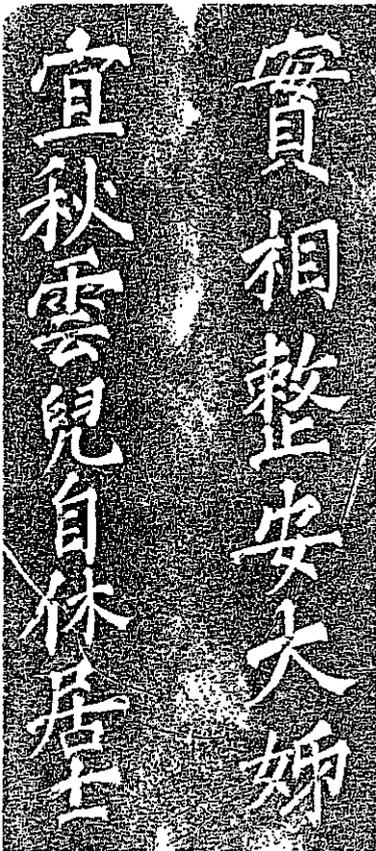
亀田鵬斎の書

學
 槐覆兩僧之蔭堂分三
 徑之翠斯時必會坐庭
 九者同祝華甲之壽玉既
 全鑄共試一掬之春已
 而書畫奏巧絲肉並
 沸聲云一宵之清歡
 亦是百年之嘉話
 戊戌夏五

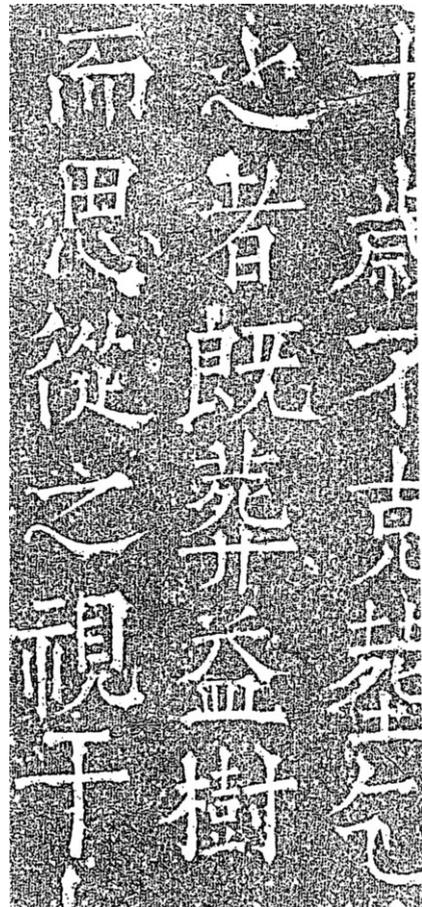
綾瀬漁人識



亀田綾瀬の書



寺本海若の書



「思亭記」碑 寺本海若の書

かし、文字は共有し共通化して用いられるもので定型化されることも一方で求められている。当然の如く形式化する方向へ行くべき性質を内在させているとも考えられる。今日の書を廻る実用と芸術の闘ぎ合いもここに原因すると思われる。この二つの方向への綱引きは江戸時代にはどのようにして発現するのか。興味を惹くところでもあり今後の研究テーマともなろう。

「第二に江戸期における文字資料は如何なる背景を持って発現するのか」

一つには江戸時代以前から引き続き行われ、江戸時代にも継承されてきた「①伝統」に由来する「書」があるだろう。また一つには「②外部からの刺激」を受け、江戸時代の事情を持った表われ方をした「書」があるだろう。この外部とは、中国などから輸入され、日本へ新たに渡ってきた文字資料を想定している。それ以前からのものは①の伝統に既に消化されていると考える。新たな資料からの知識（文献類・文物類）、江戸期に来日の人物（渡来僧など）からの刺激を想定している。それも直接的に影響を受けた場合と間接的に影響が見られる場合と関連を直接指摘はできないがそれが遠因となって新たに発現する場合も考えられる。つまり日本人の中において「③自家熟成」の後、江戸時代という時代背景をもって発現した個性の書とも言える文字だってあり得るだろう。

前述の①②③の概念によって分類される江戸時代の文字についてそれぞれ究明し統合していくことが、江戸の「文字環境」研究の行くべき方向であると位置づけできようか……。この方向に沿った資料収集と評価が今後必要になってくる。ここを出発点として具体的作業が必要となろうが、現時点では江戸の文字環境研究として結論めいたものを提示するには至らない。

筆者は、江戸の唐様書道に注目し続けてきたが、ここで和刻の唐様法帖を扱うとするテーマ設定は、江戸の「文字環境」研究の中では部分的なものである。江戸の法帖については前述の分類における「摺資料」の部分での検証作業であるが、欠くべからざる部分ともいえる。

版刻の問題では定型化する明朝彫りの版本と非定形資料といえる個性再現に意を尽くそうとする筆意彫り、その筆意再現のために発明された印刷技法である正面摺りの法帖研究へと向かうこととなる。

前述した概念提示の中では、文字資料は仮名も漢字も対象となるが、ここでのテーマの設定は唐様書道史の研究にあることも忘却してはならない部分である。文字資料の形においては前述の分類でよしとするが、唐様書道が漢字書道である以上、形音義についても注意しておきたい書なのである。漢字学あるいは文字学的視点も必要とされるだろうし、目で見える以上の部分、文字としてはその形において分類し判読してゆくのだが、漢詩であれば韻の問題があり、詩としての風韻の如何が関わってくる。所謂詩心である。書かれているものが詩文である以上はその意味するところも無視できない。それらも含めた総合的な世界が「書」という概念の中に可視・不可視の部分も含んで存在している事は忘れてならない要素であると確認しておきたい。当時の学術的蓄積の成果の一つが「書」に集約され発現していると見て、江戸の文字環境を「書」の切り口で考えていくという方向なのである。

4. 和刻法帖整理の試考

さて「摺資料」としての和刻法帖については、江戸時代の文字資料の位置として大きく「筆・刻・摺」の三分類を示す時、その一翼を担う資料であり、欠くべからざる分野であることは前項で確認した。しかし唐様法帖の場合は漢文で書かれている事情から『国書総目録』収録面において条件が合わず、『国書総目録』検索が期待できないことも前述の「2.『国書総目録』の問題点」で確認したのであるが、現行の目録では著者が優先され揮毫者からの検索が困難なことを勘案すれば、将来的には書の視点での資料検索を念頭に置いた目録法が考えられるべきなのだと思う。それに従った全国的な法帖の所蔵状況についての悉皆調査が実現すれば理想的なことであろう。

その試案を検討するまえに、具体的な和刻法帖整理における問題点をいくつかの事例を挙げながらここで少し考えておきたい。

『国書総目録』には『千字文』が中国人著作、つまり外国人著作であるから採れないとした。実際に『千字文』の箇所を『国書総目録』に探してみれば、「千字文」を冠する書名は二十項目見つかる。⁽¹⁴⁾洒落本に分類されている『千字文』を筆頭に、『千字文略解』まで、分類は洒落本1、往来物7、漢学12で書道に分類される千字文は1件の掲載も無い。では存在しないのかといえば否である。

たとえば佐々木志頭磨⁽¹⁵⁾には五冊本の千字文がよく知られているが、『国書総目録』は当然未収録。しかし佐々木志頭磨の別な著については著録3件（佳墨集、入墨玄抄、橋之記）が見える。

大坂の書家、泉必東⁽¹⁶⁾にも『楷書千字文』の法帖の上梓があるが、『国書総目録』に見えるのは『女蘿館消息』『滄溟錦帶賦』『倭文章』のみである。

龍草蘆⁽¹⁷⁾は『国書総目録』に多数の著録ある人物だが、『竹葉行書千字文』は著録されない。他に唐詩を書いた法帖も多数上梓されている。

細井広沢門人の四天王の一人、江戸で著名の書家であった関思恭⁽¹⁸⁾は、『国書総目録』において1件の収録を見るが、『千字文』『唐詩選』などの書道手本、つまり法帖の著録はほとんどなされていないのが現実である。

同じく細井広沢四天王の一人で細井広沢門人の年長者平林惇信⁽¹⁹⁾に至っては名すら検索できない。しかし書家であるから『千字文』の上梓や唐詩を書いた法帖の上梓がある。

江戸期の書僧として知られる角田無幻⁽²⁰⁾にも『千字文』の法帖の上梓が知られているが、やはり『国書総目録』には取めない。

また別な一事例として、「九成宮醴泉銘」を見るならば、この碑は楷書の極則として習われた中国の碑で、その拓本は輸入され珍重されていたが、当然需要が輸入数を越えるため、日本で輸入拓本を翻刻することとなる。和刻法帖作成の動機はこのような事情が大きく背景にあったものと考えられる。今、手元には安永五年三月再板本『九成宮醴泉銘』がある。井上清風刻、江戸の戸倉屋喜兵衛、前川六左衛門の二書肆扱いとなっているが、再板とあるからこの前に既

に一度は上梓されていたろう。また『九成宮醴泉銘』を寛延二年に松下烏石が臨書した法帖も上梓されているが、この手の法帖も『国書総目録』での探索は不可能な実際がある。

『国書総目録』の編集方針から考えてある意味未収録であることは当然ではあるが、現実に上梓されている和刻本にこのような収録漏れが発生している事実、殊に書道分野の法帖類において顕著であることを認識する必要があるだろう。ここから『国書総目録』利用にも自ずと限界があるのだということが研究者全体に周知される必要があるだろう。この『国書総目録』幻想が払拭されれば、次の段階へ踏み込むことが出来るはずである。

1) 法帖分類の試案

さて、そこで法帖検索事情を含めて考えた図書分類思想構築の必要に迫られる訳なのだが、もう少し巨視的にみれば、江戸時代の「文字環境」研究の一端として法帖が位置づけられた場合、江戸時代人は和刻の唐様法帖ばかりを見ていたわけでは無い。当時世の中に流通し、江戸時代人達が目撃していたであろう法帖について整理する方法を検討すべきであると考え。そして法帖ならではの印刷方法と通常扱う版本の印刷方法とも含め合わせた分類を「江戸時代流通の法帖分類表」とし、以下のように試作した。

| 江戸時代流通の法帖分類表 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-----|----|-----|----|----|-----|----|-----|----|----|-----|----|-----|----|----|
| 国籍 | 唐本 | | | | | 和本 | | | | | 朝鮮本 | | | | |
| 筆/摺の別 | 筆写本 | | 印刷本 | | | 筆写本 | | 印刷本 | | | 筆写本 | | 印刷本 | | |
| 製作分類 | 自筆 | 写本 | 凸字 | 左版 | 正面 | 自筆 | 写本 | 凸字 | 左版 | 正面 | 自筆 | 写本 | 凸字 | 左版 | 正面 |
| 記号 | 唐① | 唐② | 唐③ | 唐④ | 唐⑤ | 和① | 和② | 和③ | 和④ | 和⑤ | 朝① | 朝② | 朝③ | 朝④ | 朝⑤ |

江戸時代人達が法帖について目撃し得たものは、日本の法帖以外に、中国、朝鮮で作られた輸入法帖も考えられる。そこでまず法帖を国籍分けし、次にそれが肉筆による筆写の法帖なのか印刷された法帖であるかを見る。

さらに筆写された法帖については、自筆のものなのか、それを臨書した写本であるのかで分別する。この主体は揮毫者であり、書かれた詩文等の著者では無い。この考え方が書道手本ならではといえよう。

まず印刷された法帖の場合、印刷方法が区別されなくてはならない。

一つは、通常の版本と同じ文字部分が黒く墨で摺られているもの。版の形状は文字部分が凸字で背景が白いもので、これを「凸字版法帖」と呼ぶ。

今一つは、文字が白抜きになって背景が黒く墨で摺られているもの。ただしこれには二種類の摺り方があり、一つが左版、一つが正面摺り（正面版とも呼ぶ）である。

正面摺りは拓本を採る場合と同じ原理で摺るもので、版木に紙を先に貼り、凹字に彫られた文字部分に紙を打ち込み、その後墨をのせる。文字部分が白く抜けて摺り上がる。この代用印

刷とでも呼ぶべきものが左版の印刷で、摺り上がりは白抜き文字だが、版木は凸字版と同じく鏡文字に彫る。その版木に直接墨をのせて紙を当てて擦って摺りあげる方法である。正面摺りの版木は書かれた文字のままに彫るが左版は逆文字にして彫る。左版の名称も正面版に対して区別の必要から発生した呼称のように思われる。

法帖の作成方法に基づく分類は、通常の版本分類ではほとんど関係ない話で、これほど印刷方法が違う事情は法帖ならではの特色ともいえよう。ちなみに、この特殊事情を基本に考えれば、日本製の通常の版本、いわゆる一般的に我々が呼ぶ和刻本のそのほとんどがこの分類表の中では記号「和③」分類に入ることとなる。

2) 和刻法帖が持つ問題点

江戸時代中期、享保の改革の中で、出版元の明記が義務付けられ、⁽²¹⁾これによって奥付が完備し和刻本の書誌事項は容易に検証できるようになったと研究者の多くはおそらく信じているのだが、和刻法帖は必ずしもそれに従っていないという事例に出くわすことが多い。いくつかの原因がありそうなのだが、根拠付けるような先行研究や具体的記述をもつ文献資料を知らないで、以下の発言は実際の法帖と接しての感想にとどまる。法帖の奥付不備の事情を考えれば、法帖が実用書として手本に用いられ、経年の汚損、破損によって改装され奥付を失う場合。そしてもとより備えない場合。どちらの事例も目撃する。また奥付の版のみ別本の流用で、本文と合わない場合もあり、また版木が求版されて移動する中で奥付が無くなる場合もある。

当時ある面での類版の出版は厳しく統制されていた一方で翻刻版の安直な和刻法帖は、さらに翻刻を繰り返した繰り返して作られていた例もある。通常の和刻本と比較して書誌項目を採るべき奥付などが不備の本が多い上、別本と比較するにも所在検索が困難で、これまで和刻法帖のテキストクリティークも、和刻法帖をテーマにしての研究も進んでいないことから、研究立ち遅れの現状があることを知る。

たとえば王羲之の『十七帖』など、和刻本が数多く作られているが、奥付の完備したものはほとんど見られず、よく比較すると別版が多いことにも気がつくのである。⁽²²⁾おそらく何版存在するのか、その版種が数えられたことはこれまで一度も無いだろうと思われる。

3) 有効な書跡資料認識の問題

法帖そのものに対する研究の遅れもあるが、筆跡資料をどのように認知するか意識問題もある。肉筆資料であれば書かれたそのままの資料であるため、書跡資料として扱うことに何も異議はでるまい。版刻され摺られたものについてどのように考えるかの問題が常に残るのである。『国書総目録』は書名と著者名で検索できるが揮毫者で検索することはなかなか困難であること。著者と揮毫者が同一であれば問題は起こらないが同一であること（自撰自書）はまれであろう。筆跡再現の技法として日本では筆意彫りが発達したが、その筆跡再現は法帖に限らず、通常の版本の中では序跋文によく筆跡を再現した例が多い。だが残念ながら、序跋文を書

の資料として利用することがほとんど行われていないためにこれまで序跋文の揮毫者が検索要件として目録上に項目立てされることが無かった。

書としての資料を探索する視点で図書を求めようとしても、その請求を満たす目録は現存していないという現実には直面するであろう。

5. おわりに

本来、手本(法帖)は能書家によって直接書かれた肉筆が尊ばれ、それが当然のことであった。肉筆の優れた面を印刷のそれと比較するならば、肉筆手本は筆の躍動、文字の形状を揮毫されたまま紙面に残されている。墨の跡のままにかつてそこに能書家の手が動き、息遣いがあったという空間の共有感、その書に直面するという事は、揮毫者と時間を別にはしているが、書の前で同じ空間に身を置いているという認識とともに精神的共有感を獲得したかのような効果があり、昔から言われるように書はまさにその人であり、揮毫者との時間を超えての精神交流の触媒ともなっていたのが「書」の作品であるといえる。

故に能筆の手本は珍重され、学ばれ、伝えられていった。それは伝えられるべき伝統文化の一部となっていったのであり、「書」は実用を越えた精神世界を内包する芸術となっていったのである。その肉筆の手本は揮毫者が亡くなった後も伝存されるものである。しかし、その数量は限られ、時代の経過とともに失われる。この保存方法の一つとして模写がされると考えられる。模写は一点一点を原本から忠実にそして直接行う必要があり、作成中に貴重な原本を破損・汚損するリスクを負うことでもあった。それならば一度模写したものを印刷して別な紙面にその書の姿を留めておくという方向へ向かうのは自然なことであつたらう。印刷によって複数の要望に応えることができかつ原本に対するリスクを回避できるというアイデアは、印刷(ここでは木版印刷ということになるが)の技術的発達によって実現可能となる。これが日本の近世、つまり江戸時代の出版文化隆盛の中で起こった事である。印刷物として先行するものは中国、あるいは朝鮮からの輸入法帖があつたらう。当然それらをも参考にして、印刷技術は磨かれ、さらに江戸時代に発展を見、商業化とも連動して、印刷法帖という大量の書物を生み出し世の中に送り出すことになる。そのために文字を彫りやすくして大量な出版に対応するため考えられた定型化書体の明朝体による出版がある一方で、これとは正反対の筆意彫りという技術が磨かれ、書の手本である法帖出版に貢献する職人が現われる。法帖はその筆跡の再現が最も重要な条件であり、筆で書いたかのような筆意が生き活きと伝わることが大切で、書かれている内容はいわば従属的なものである。ここが通常の出版と大きく異なり、法帖を見る場合、探す場合、あるいは目録化する時などの法帖に関わる全ての作業で基本・前提として扱う者が承知しておかなくてはならない部分である。筆意の再現の実現は、そのまま肉筆に代わる手本の大量生産と普及に繋がっていくのである。

筆意重視は通常の版下彫刻と印刷の形式も変えてしまう。つまり左版から正面摺りへの技術革新がそれである。版刻技術のみならず、版下作成とその彫刻段階でのより肉筆再現に適した

ものを求める中で正面摺りが実現する。これは拓本印刷と同様な方法を印刷時に行うため、左版と比べて手間がかかったものと考えられる。これも本来の簡易にして大量かつ同一物作成という印刷の持つ思想から逆行する印刷作業となる。煩雑な手間の必要という正面摺りの開発は、法帖という特殊な印刷物作成意識が背景に存在していることにもっと注目すべきである。江戸時代の印刷物であるという共通点以外は向かう方向が逆な普通の和刻本と和刻法帖の世界をどうやって理解していくのか。和刻法帖研究の指針が明確に示される必要があることを意味している。

正面摺りの技法が開発されてもそれが左版に全て取って代わるということはできなかった。つまり江戸時代を通して正面摺りと左版は並行して行われ続けたのである。これは正面摺りの印刷の煩雑さが経費的な部分で左版に対抗できなかったのだらうと想像する。出版は江戸時代においては商業活動として発展する。利潤を追求する中で色々な面で逆行するような正面摺り法帖の作成は商業的に魅力薄で、経営的な競争には勝てない物なのだろう。利潤無視の趣味的領域重視を実現できる豊かな経済的背景が条件として整った場合のみに可能であったものと想像できる。出版そのものも大事業であったらうし、ましてそれが正面摺りの法帖作成である場合、更に困難な面があったらう。しかし、正面摺り法帖も左版と比較して多いとまでは言わないが、作られ続けたのもまた一方で事実である。対象が「書」であるということは、書かれた内容もさることながら、字形、筆意が重要であることは既述した。それが印刷されたものであったとしても「書」として見るその視点は肉筆の「書」を見るのと同様な目で見ることになる。そしてなかなか現代では和刻法帖が一般に紹介される機会が少ないが、江戸時代においては相当な種類と量の和刻法帖が作られたということも事実なのである。加えて法帖同様に注意して並列的に見て置くべき江戸時代の出版物でかつ書に関わるものとしては、和刻の書体字書の類がある。これらも筆意の再現の部分で版刻技術が要求されるものであった。篆書、隸書、草書、楷書、行書と各書体の字書が江戸時代に編纂され出版されている。単純に輸入の唐本を翻刻したのもあれば、日本人によって新たに編纂され上梓されたものもある。これもまた書体を紹介するという性格上、書の視点を持って作られたものである。和刻字書の類もまた評価が低く、これまでとは違った書を見る視点で、つまり今日的に実用的か否かではなく、当時の書の資料として見直す作業が必要なものと考えられる。更に、通常の版本などにも巻頭、巻末につけられている筆意彫りされた序跋文も書の視点を加えて作られたものである。例えば、多く漢詩文集の序跋文に見られる著名な学者、詩人、師匠の序跋文をもらい、その揮毫者に当時名のあった書家を充てて書かせている。あるいは手に自信があれば撰文者が自ら書く場合もあった。これも書を意識して版本が作られている。「書」の視点で和刻法帖や和刻本の序跋文を見ようことを行うべきではないのか。少なくともこれまで世の中の動きとしてなかなか和刻本を書の資料として理解し重視する気運は興らないのがこれまでの現実である。一度すべての版本について見直すこと、考え直すことも必要な時代になっているのではなからうか。

書の研究がただ肉筆による書作品を作るための技法研究のみに終始するのではなく、日本人が

これまでどのような文字世界で「書」を学んでいたのか、その環境を知るための研究の必要性認識とそれに必要な書誌学的基礎研究の推進が必須であることの認識を関係の研究者の間において共通して持つことが出来れば、近世日本の書道史研究に新たな光が射し込むのではなかろうか。そしてもっとも軽視されている唐様法帖こそ日本近世書道史研究の上で重要な資料であることを確認しておきたいのである。

(注)

- (1) 唐様書道は中国風の漢字書道を指し、御家流に代表される和様書道と対立の概念。北島雪山、細井広沢と連なる門流が、文徵明の書風を標榜し流行させたことはよく知られ、筆者はここから唐様書道の流行が本格的に始まると見ている。
- (2) 江戸時代中期は享保期から寛政改革までの期間と見る。それ以前を前期、それ以降を後期と便宜上三期に分けて考えている。
- (3) 『千字文』は一字も重複のない千文字の韻文で、中国・日本では識字書として多く利用されてきた。梁の武帝が命じ周興嗣が次韻したとされる。
- (4) 汲古書院の行った「詩集日本漢詩」(解説：富士川英郎)など一連の漢詩集の影印出版と中村真一朗著『江戸後期の詩人たち』などに見える江戸期漢詩に関わる著述を指す。
- (5) 宇野雪村著の『法帖』(木耳社・1970)あるいは『法帖事典』(雄山閣出版・1984)にその成果の一端を見ることができる。
- (6) 江戸時代の文字環境については、拙著『江戸・唐様書道史研究叢稿Ⅱ』を参照されたい。
- (7) 亀田鵬斎(1752~1826)江戸を通してもっとも人気ある文人の一人。圭角の強い楷書、蚯蚓体と呼ばれる草書をよくする。寛政の五鬼の一人。官につかず、詩酒を友とした。
- (8) 亀田綾瀬(1778~1853)亀田鵬斎の実子。よくその家法を受け継いだ。書も父鵬斎を彷彿とさせる。
- (9) 亀田鶯谷(1807~1881)亀田綾瀬の養子。鈴木氏。書はよく鵬斎流を書いた。
- (10) 野呂陶斎(?~1838)亀田鵬斎の門人、寺本海若とともにその書法の秘訣をうけた。
- (11) 寺本海若(1796~1842)亀田鵬斎の書流を継いだ門人。拙著『江戸・唐様書道史研究叢稿Ⅰ』参照。
- (12) 清水楽山(1821~1888)寺本海若の門人。亀田鵬斎流の書を幼い時からよくした。拙著『江戸・唐様書道史研究叢稿Ⅰ』参照。
- (13) 明朝体については『明朝体の歴史』(竹村真一著、思文閣出版、昭和61刊)を参照されたい。
- (14) 『国書総目録』巻5に見える「千字文」を冠する書目20件は次の通り、書目に分類を附しておく。『千字文』洒落本、『千字文絵抄』往来物、『千字文音決』漢学、『千字文解』漢学、『千字文起源』漢学、『千字文句解』漢学、『千字文講釈』漢学、『千字文考証』漢学、『千字文考註』漢学、『千字文国字解』往来物、『千字文字尤』漢学、『千字文叢考』漢学、『千字文約説』漢学、『千字文余師』往来物吟解、『千字文余師』往来物国字講釈、『千字文余師』往来物絵入、『千字文余師』往来物、『千字文余師絵抄』往来物、『千字文俚諺抄』漢学、『千字文略解』漢学。
- (15) 佐々木志頭麿(1619~1695)京都人。加賀藩に仕えた。志頭麿流を創始する。五冊本の『千字文』は享保十一年六月に京都の書肆白松堂万屋七郎兵衛によって板行されている。
- (16) 泉必東(?~1764)大坂の書家。新興蒙所門人。名貞。字は恒卿。泉は別に銭とも書く。『楷書千字文』は全一冊。元文二年揮毫のものを宝暦六年、大坂の書肆によって上梓されている。
- (17) 龍草蘆(1714~1792)本姓龍見。名公美。字君玉。伏見の人。詩人で書家。米田弥太郎著『近世書人の表現と精神』柳原書店刊、p133~p152参照。米田著に掲げる法帖の他に、明和九年九月

- 上梓『行書竹葉千字文』（京都書肆河南四郎兵衛，本屋善助扱い）などがある。
- (18) 関思恭（1697～1765）細井広沢門人。三村竹清『近世能書伝』（二見書房，昭和19年刊）p156～p174を参照されたい。『国書総目録』には明和書籍目録から引用の『太申自新箴』のみを著録している。行書，草書の千字文など上梓された関思恭の法帖は多い。
- (19) 平林惇信（1696～1753）細井広沢門人。三村竹清『近世能書伝』（二見書房，昭和19年刊）p115～p139を参照されたい。宝暦五年『草書千字文』二冊が江戸の書肆大和屋孫兵衛によって上梓されている。宝暦十年には『行書千字文』一冊が大坂の吉文字屋市兵衛と江戸の吉文字屋次郎兵衛によって上梓されている。
- (20) 角田無幻（1743～1809）姓は角田。上毛出身の書僧。『上毛書家列伝（下）』（みやま文庫93，昭和59刊）p52～p72を参照されたい。無幻道人には楷・行・草書の千字文などが上梓されている。ちなみに『行書千字文』一冊は文化十二年，京都の堺屋伊兵衛の刊行。
- (21) 享保7年12月「新版書物取締」の布令によって版元の明示が指示された。「何書物によらず此後新板の物 作者並びに板元の実名奥書為致し申す可き事」とされた。
- (22) 『十七帖』の諸本については拙著『江戸・唐様書道史研究叢稿II』p116～p124参照。

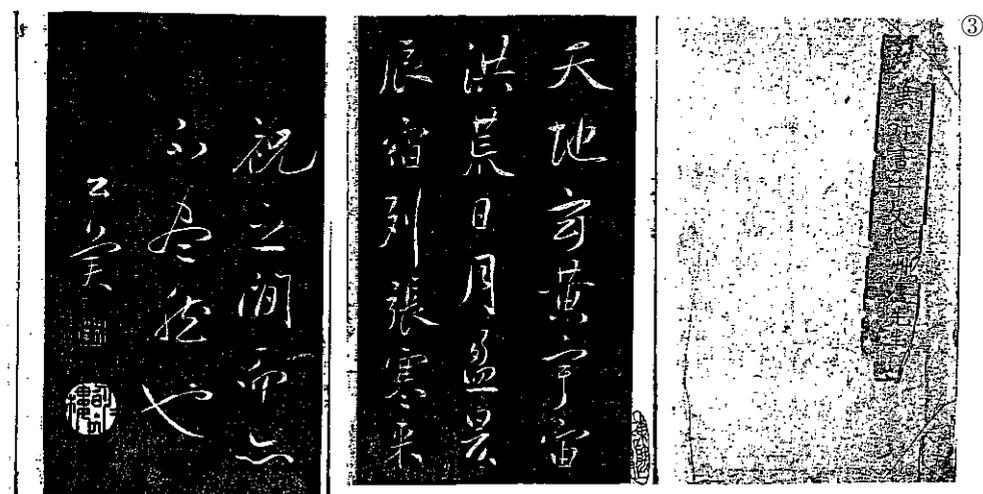
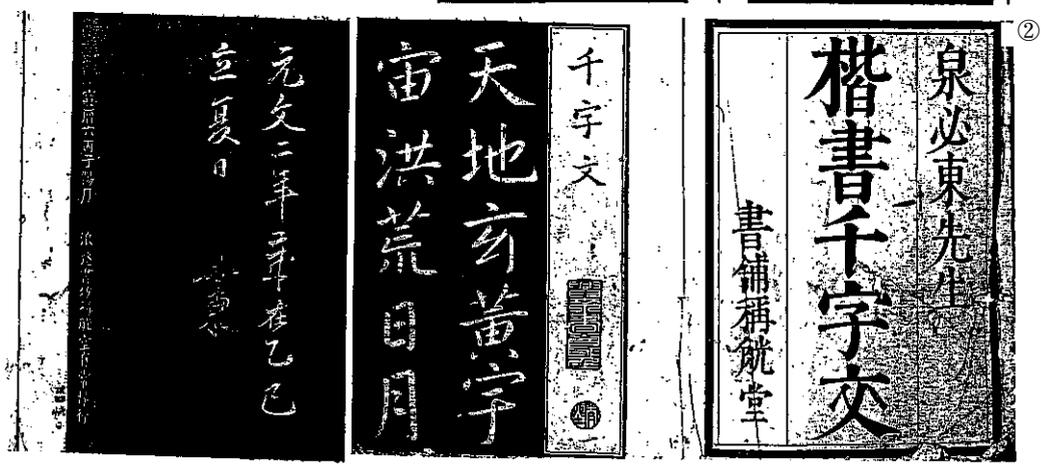
[参考図版]

『国書総目録』凡例部分

凡例

- 一、国書総目録は、戦前の採集にかかる書目カード約一〇〇万枚を基盤とし、これに戦後採集した約七〇万枚を追加し編纂したものである。この書目カードは、全国の主要な公私立図書館、各大学付属図書館を中心に、各地の文庫などから広く採集した。ただし、個人の蔵書については、特殊の部門を除くほか、採集しないことを原則とした。なおカードの採集は昭和三十五年で一応打ち切った。
- 二、本目録に収載した書目は、国初から慶応三年までに日本人の著編撰した書籍に限った。
1. 日本人の著作にかかるとみなければ、和文・漢文・欧文を問わず収めた。
2. 日本に帰化したとみなすべき外国人の、わが国における著述は収めた。
3. 外国書の全部または一部を書写し、あるいは刊行したものは収めない。ただし外国人の著述を、日本人が改修編纂したものは収めた。
4. 外国書を翻訳したもの、または注釈を施したものは収めた。ただし、漢籍の場合、原文に句読点を施したに過ぎないものは収めない。なお、施された注が書込み程度のもを除き、頭書・首書の類は収めた。
5. 近世の庶民史料は歴大な数に上るのみならず、未整理のものが多いため、割愛した場合は少なくない。
- 三、一枚（一冊・一包・一幅等）の書画・絵図・地図・古文書など、すべて巻冊をなさないものは、原則として収めない。なお、絵巻物・書画帖の類は収めたが、拓本類は割愛した。
- 四、一篇の文章の類は原則として収めないことにした。ただし、浄瑠璃・長唄の類の歌謡の一篇は便宜これを収めた。
- 五、本書の編纂目的は現在書目録の作製にあるが、散佚書の主なものは参考として採録した。
- 六、この目録における記載事項は、書名、よみ、巻冊数、角書、別称、分類、著編者、成立、写本・版本の所在、活字本、複製本等である。

- ①佐々木志頭磨書『千字文』(上段)
- ②泉必東書『楷書千字文』(中段)
- ③龍草蘆書『竹葉行書千字文』(下段)



④ 関思恭書『行書千字文』(上段)

⑤ 関思恭書『草書千字文』(中段)

⑥ 平林惇信書『行書千字文』(下段)

天 地 玄 黃
宇 宙 洪 荒

鳳岡先生書 不許翻刻
行書千字文
東都 慶元堂梓

宇 宙 洪 荒

宇

宇

平惇信明義書

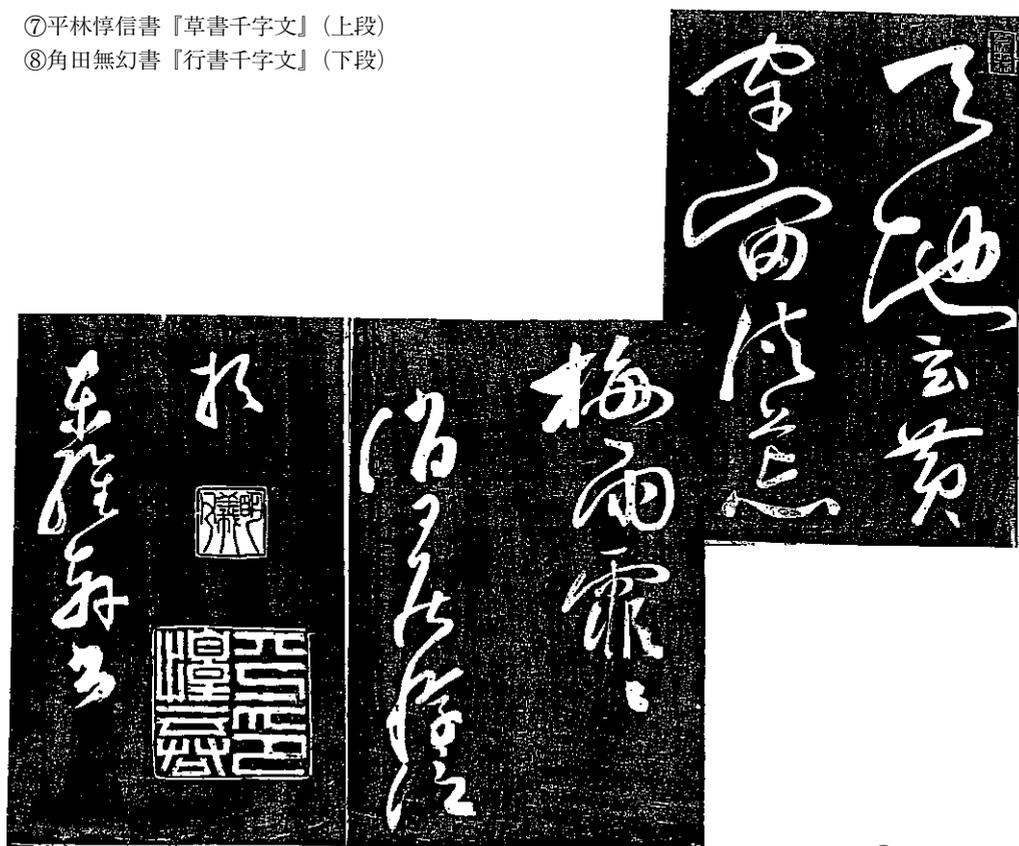
也 語 助 者 焉 哉 乎
竟 延 辛 未 五 月

天 地 玄 黃 宇 宙
洪 荒 日 月 盈 昃
辰 宿 列 張 寒 來

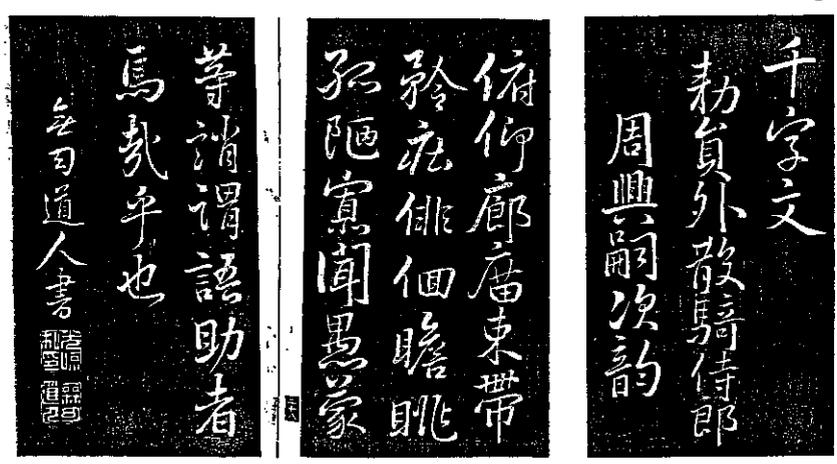
⑦

⑦平林悖信書『草書千字文』(上段)

⑧角田無幻書『行書千字文』(下段)



⑧



- ⑨翻刻『九成宮』（上段・表紙）
- ⑩翻刻『九成宮』（中段・本文）
- ⑪松下烏石臨書『九成宮』（下段）



⑨

安永五^甲三月再板
 周^利 井上清藏政行
 東都書林
 戶倉屋喜壽齋
 前川六右衛門

永保貞吉
 兼太子率更令勃
 海男臣歐陽詢奉
 勅書

九成宮醴泉銘
 祕書監檢校侍中
 鉅鹿郡公臣魏徵
 奉勅撰

⑩

海男臣歐陽詢奉
 勅書
 寬延己巳歲三月
 烏石葛辰謹臨於

以質居高思墜持
 滿或益念茲在茲
 永保貞吉
 兼太子率更令勃

九成宮醴泉銘
 祕書監檢校侍中
 鉅鹿郡公臣魏徵
 奉勅撰

⑪